

令和7年度 中野区教育委員会「学校教育向上事業」の見直しについて

現在の学校教育には、急激な社会の変化に応じて、子どもの学ぶ内容や教員の指導方法を改善するために研究活動をより一層活性化していくことが求められている。そこで、各校が主体となって創意工夫ある研究の機会を創出することを趣旨として、令和7年度の中野区教育委員会「学校教育向上事業」を見直すこととする。

1 見直しの概要

全区内公立幼稚園・小・中学校を研究校に指定し、全ての教員が研究と修養に努め、指導力を向上させるための校内研究を活性化させる。

また、その取組の成果を中学校区内の園・学校で共有することにより、中野区の学校教育の充実・向上に資する。

2 令和6年度までの研究指定方法・研究の進め方

- (1) 教育委員会が研究テーマを設定する。
- (2) 希望する園・学校が区の研究指定を受けて2年間の研究活動を行う。(年5校程度指定)
- (3) 研究指定校は2年目に全園・学校に向けて成果発表会を行う。
- (4) 他校の教員は成果発表会に参加し、自校で成果を還元する。

3 見直しにより見込まれる効果

- (1) 全校が自校又は中学校区内の実態に即した研究活動を行うことができる。
- (2) 全校において研究活動を通じた指導力の向上を図ることができる。
- (3) 保幼小中連携教育のカリキュラム連携が促進される。
- (4) 中学校区内の教員の交流を深めることができる。
- (5) 一部の学校の教員に負担が集中することを避けることができる。

4 令和7年度以降の研究指定方法・研究の進め方

- (1) 全区立幼稚園・小・中学校が研究テーマを設定して教育委員会に申請する。
- (2) 全園・学校が1年間の研究活動の中で中学校区内の教員に向けて1回以上研究授業や協議会、招聘講師による指導・助言等を公開する。
※中学校区内の公・私立保育園・私立幼稚園の教員にも案内する。
- (3) (2)を通じて中学校区内の全教員が研究内容を交流したり授業を見合って協議したりする。
- (4) 地域、保護者等へ広く周知するため、報告書の内容等をもとに、学校・園だよりやホームページに研究内容や成果を掲載する。

5 今後の予定（案）

令和6年	11月中旬	定例校長会で説明
	11月下旬	園・学校へ周知
	12月中旬	教員への説明会の開催
令和7年	1月末	各学校から研究内容の申請
	3月初旬	学校教育向上事業連絡協議会の開催
	4月以降	研究活動の開始
	10月頃	公開研究会の開始
令和8年	2月末	公開研究会の終了